

監理技術者及び主任技術者の専任義務の緩和について

葛飾区発注の工事案件において、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者及び主任技術者の取扱いについては、次のとおりとします。

1 監理技術者の専任義務の緩和に関する要件

(1) 専任義務の緩和に関する要件

葛飾区が別に定める「履行確保に関する基準」第 3 条の規定のとおり

(2) 兼務を認めない工事

以下に該当する工事は兼務を認めない。なお、兼務を認めない工事については、公共工事等発注予定表等に記載し、公表する。

ア 予定価格 2 億円以上の営繕工事又は予定価格 3 億円以上の営繕工事以外の工事

イ 兼務する工事が通年維持工事同士の場合（通年維持工事等、24 時間体制での応急処置工や緊急巡回等が必要な工事）

ウ 共同企業体で施工する工事

エ 特記仕様書において兼務を認めないと定めた工事

2 提出資料

(1) 入札参加希望者が入札参加申請時に提出する資料

ア 別記様式 1「監理技術者又は主任技術者の兼務を予定している場合の確認事項（専任特例 1 号）」

イ 別記様式 2「監理技術者の兼務を予定している場合の確認事項（専任特例 2 号）」

ウ 別記様式 3「主任技術者の兼務を予定している場合の確認事項（建設業法施行令第 27 条第 2 項）」

(2) 受注者が契約締結後に工事主管課に提出する資料

ア 別記様式 4「監理技術者又は主任技術者の兼務通知書（専任特例 1 号）」

イ 別記様式 5「監理技術者の兼務通知書（専任特例 2 号）」

ウ 別記様式 6「主任技術者の兼務通知書」

(3) 施工中の工事の監理技術者等が別の工事の技術者を兼務する場合 兼務する技術者に応じて、3(2)に記載の資料を提出すること。

4 留意点

- (1) 監理技術者及び主任技術者を兼務する場合、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号（専任特例 1 号）を活用した現場と第 2 項（専任特例 2 号）を活用した現場を兼務することはできない。

- (2) 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号（専任特例 2 号）は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象にならない。

5 適用開始日

令和 7 年 4 月 1 日